

さらに深めるべき論点(座長メモ)

I 教員免許の三層構造の構築にともないさらに深めるべき論点

- 1 学校種の相違にどこまで配慮すべきか
- 2 一般免許(修士レベル)の設定によって、学部の教職課程にどのような変化が生じるか(変化を求めるか)
- 3 免許乱発といわゆる教育実習公害にどうしたら歯止めがかけられるか
- 4 教員採用にどのような変化が生じるか
- 5 初任者研修は必要か、続けるとしたらどのような改善が必要か

II 一般免許状の在り方

- 1 実践的指導力をどの段階で重点的に身に付けさせるか
- 2 教育実習について学部段階のそれとどのように差別化するか
- 3 修士課程の目的・性格の相違をどのように反映させるか
 - ・教育学部に設置されている教育学研究科
 - ・教職大学院
 - ・一般学部に設置されている研究科
 - ・その他の研究科またはそれに類する課程

III 一般免許状と教員研修の関係

- 1 一般免許状修得の時期が採用後になった場合、教員研修によって代替できるか(あるいは大学が開催する研修に限定すべきか)
- 2 現行の10年経験者研修は必要か
- 3 基礎免許状を所有しない者に一般免許を取得させることの是非、是とした場合の仕組は

IV 専門免許状と研修制度との関係

- 1 専門免許状の取得割合はどの程度に想定するか(1割、2割、3割?)
- 2 専門免許状に専門に関する区分は必要か

3 専門免許状の所有者にどのような特典を付与するのか

V 教員免許更新制度をどのようにするか

VI 課程認定の在り方

VII その他必要となる仕組み

1 教職大学院を核とする教員研修コンソーシアム

以上